

預金保険法第80条の規定に基づく報告書（補遺）

平成14年6月4日

東京富士信用組合

金融整理管財人 稲葉喜重
金融整理管財人 来山守



I はじめに

東京富士信用組合は、平成13年11月2日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯について調査し、平成14年4月23日には報告書を提出致しました。

本報告書は、金融整理管財人が預金保険法第83条に基づき行った東京富士信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、東京富士信用組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の1つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が、旧経営陣の法的責任追及のための調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの調査・検討状況について、報告致します。

第2 刑事責任追及について

背任、業務上横領、事業範囲外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案の有無について、会計帳簿・決算書等を精査し、関係職員から事情を聴くなどして調査をしてきましたが、これまでのところ、刑事责任の追及に該当すると認められる事案を発見するに至っておりません。

第3 民事責任追及について

1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

当組合は、平成12年11月に実施された当局検査結果（平成13年6月通知）を踏まえ、平成13年6月末日を基準として自己査定を実施しましたところ、取引先の業況悪化によって不良債権が増大し、新たな償却・引当が必要となり、加えて、有価証券評価損が見込まれ、債務超過となることが判明しましたところから、自主再建を断念し、破綻公表へと至ったものです。

そこで、まず、不良債権の中から、債務者グループ関連企業を合わせて特に高額と思われる債務残高のある先を中心として、金融検査結果による債務者区分変更先及び償却・引当額の大

きい先のうちの大口与信先を調査対象と致しました。

調査の方法は、貸出稟議書（付属書類を含む）、理事会議事録等の関係書類を精査し、関係役職員から事情を聴取するなどして、取引の推移、融資に至る経緯、融資審査の実態、担保徵収の状況、回収状況等を調べ、旧経営陣に対する民事責任の追及に結びつくような法令違反、任務懈怠が認められるか否かという観点から調査・検討を行ってきました。

次に、当組合が破綻した大きな要因が有価証券等への余資運用について多額の損失が生じたことでもあったことから、理事会議事録等の関係書類及び関係帳簿類を精査し、役職員から事情を聴取するなどして調査・検討を行いました。

最後に、当組合の特に親密な取引先として、3社が存在していましたので、3社の設立経緯及びその内容についても調査・検討を致しました。

2 調査の結果

(1) 当組合は、昭和40年に、漁業権の行使権を放棄した漁民の経済活動を支援することを目的として設立されました。その設立の経緯から、当組合の組織には、それ以前に存在し、当組合の設立時の母体となった協同組合の人的関係が持ち込まれて、少なからぬ影響を受けてきました。即ち、当組合は、上記組合における人的関係を残したまま事業が推進され、これをチェックする理事会等の機能が弱かったと言わざるを得ませんでした。

その結果、当組合は、検査牽制機能が働かず、信用リスクに対して脆弱な体質となっていました。

(2) 当組合が破綻した重大な要因の1つは、多額の不良債権が発生したことですが、当組合に不良債権が増大したのは、総論的には、バブル崩壊後の長引く不況、資産価値の下落等を背景として、主たる融資先である不動産業、建設業、サービス業、卸・小売業を中心に大口を含む融資先の経営環境が悪化し、更には担保不動産の担保価値の下落によって融資先が不良債権化する事態が進行していったことですが、更に、当組合の脆弱な体質の反映として、上記事態に対処すべき立場にあった旧経営陣が、信用リスクに関する十分な理解に欠け、貸出金の管理・回収についての適切な業務執行の方針を打ち出せず、大口先を含む貸出資産の改善を進めることができず、償却・引当額が大幅に不足してしまったためありました。

(3) 特に特定の理事が、実質的経営者個人と公私に渡り親密な関係にあったと思われる企業グループの各社に対する融資やその債権管理にあたっては、当該理事の意向が反映されたものとなっていました。上記企業グループに対する融資額は、当組合の資金量からいって相当の割合となっていましたが、その貸付経緯等については、不明瞭なものがありました。

また、その債権回収の側面についても、問題が少なからずあり、特に上記企業グループから提供を受けていた大量の担保株式を処分しなかったことについて、もっと充分な債権回収ができた可能性があったのにもかかわらず、旧経営陣がこれを放置したために、その担保価値が下落して、結果として不十分な債権回収しか実現できませんでした。

(4) また、当該延滞状態となっていた上記企業グループの1社から、上場株式を大量に購入し、その後、その一部は売却したものの、残りについてはそのまま保有し、破綻時には、多額の評価損を発生させることになりました。

上記売買については、購入先が当組合の債務者で、延滞状態であったことから、当該株式を債務者において売却させ、その代金をもって借入金の返済に充当すべきところ、当組合で買い上げ、そのまま保有し、結果として債権回収の機会を失ったものであり、上記債権管理について、強い疑念を抱かせるものでした。

(5) 有価証券投資は、その投資合計額が当組合の資産総額からみて相当に高い割合を占めていましたが、当組合の理事会がほとんど関与することなく、また、その多額の評価損についての報告が理事会にほとんど報告されておらず、更に、上記有価証券投資を行うにあたって、組合としてリスク管理のための対策を講じた形跡がほとんど見られず、ハイリスクの外国債や株式に漫然と投資を続けて、上記損失を被るに至ったものでした。

3 調査結果に基づく検討

以上の調査結果に基づいて、当管財人らは、旧経営陣に対する民事責任の有無について、以下のとおり検討致しました。

(1) 当組合の破綻の重大な要因の一つである多額の不良債権の発生につきましては、バブル崩壊による担保価値の下落、融資先の経営環境の悪化による要素も存在するものの、各融資を個別的に検討してみた場合に、前項の調査の結果に示す各事案は、旧経営陣が融資先の債権を管理し、これを回収してゆくにあたり当然に要求される業務を懈怠した役員としての善管注意義務違反の疑いがあることを示しています。

しかしながら、上記各事案の善管注意義務違反の疑いの程度につきましては、今後、上記違反と因果関係のある損害を確定し、その証拠資料等を収集するために、更に調査・検討が必要とされることから、現時点では提訴を行うには至っていません。

(2) 当組合の破綻した重大な要因の他の1つである有価証券投資につきましては、旧経営陣が、理事会の関与や理事会に対する報告を欠いたまま、漫然と投資を続けて当組合に損害を発生させたものですから、旧経営陣に、定款違反及び投資にあたって当然に要求される役員としての善管注意義務の違反の疑いがあることを示しています。

しかしながら、上記各違反の実情及び上記各違反と当組合に発生した損害との因果関係や損害の予見可能性並びにその証拠資料等の収集について、今後、更に調査・検討が必要とされることから、現時点では提訴を行うには至っていません。

第4 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

旧経営陣に対する民事責任の追及を為しうる可能性のある事案は、上記のとおりであります

が、各事案については、現在も調査中であるところ、現時点では民事提訴等を行うだけの証拠資料の収集等の調査が完了していません。また、上記各事案以外の事案についても、今後新たな事実が判明し、その調査結果次第では、責任追及を為しうる可能性もあります。しかしながら、当組合は、本年6月10日に事業譲渡の予定であり、それまでに調査を完了させて、旧経営陣に対して訴を提起することは、困難な状況です。そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討が為しうるように、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引き継いだ上、当組合の旧経営陣に対する損害賠償請求権を、同社に譲渡致します。

以上